

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※守谷市 使用欄	入力		確認		宛番	
	年度	普 非	データなし	年度	普 非	データなし

【注意事項】

◎異動があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

3 2 1
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
 異動による税額変更後の納入書は送付していません。当初に送付したものを訂正してお使いください。

年 月 日 守谷市長 あて	給与 支 払 者	所在地	〒				特別徴収義務者 指 定 番 号					必ず記入してください。 (特別徴収税額通知書 に記載されています)
		フリガナ					整 理 番 号					
		名 称 (氏 名)					印	担当者の 連 絡 先	係	氏名		
	法人番号 (個人番号)							電話	() -			
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法				
フリガナ	生 年 月 日		円	月分から	月分から	円	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. 合併・統合 8. その他 ()	<input type="checkbox"/> 一括徴収 →①を記入		1月1日から4月30日 までの間に退職した 者に未徴収税額があ る場合は一括徴収す ることが義務づけられ ています。 また、その期間以外で も退職者の一括徴収 にご協力ください。		
氏 名	年 月 日			月分まで	月分まで							
個人番号				円	円							
1月1日 現在の住所	守谷市											
現住所												

① 一括徴収 (ウ)の額を退職時に給与等から徴収する。

一括徴収した税額は	徴 収 予 定 日	徴 収 予 定 額	異動者 印
月分(月 日納期限)	月 日	円	
で納入します。			

② 普通徴収 市役所より(ウ)の額の納税通知書を、後日、本人あてに送付します。

(注意) 特別徴収の納入 書は本人に渡さ ないでください。	死亡退職の場合は相続人代表者、海外出国の場合は納税管理人が お分かりの時に記入してください。		
	フリガナ	住所	
氏名	続柄()	電話	

退職した年の1月 から退職時までの 給与支払額	円
控 除 社 会 保 険 料 額	円

③ 特別徴収継続 (ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収する。

月割額	円を	所在地	〒				特別徴収義務者 指 定 番 号					新規
月分(月 日納期限)		フリガナ					担当者の 連 絡 先	係	氏名	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
から徴収し、納入します。		名 称 (氏 名)					電話	() -	特別徴収納入書 指定番号の事前連絡	要	不要	要(/ まで)・不要
							受給者番号	(税額通知書に記載が必要な場合は記入してください。)				

【提出先】 〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1 守谷市役所 税務課 市民税グループあて